

立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例（平成 27 年立川市条例第 号）の施行による。

立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

立川市スポーツ推進審議会条例（昭和54年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 審議会は、市長が任命する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(組織) 第2条 審議会は、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。